

定款・諸規程

目次

定款	1
会員に関する規程	17
役員選任に関する規程	23
評議員選任に関する規程	27
役員報酬規程	31



公益社団法人
日本ユネスコ協会連盟

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階

TEL : 03-5424-1121 FAX : 03-5424-1126

<http://www.unesco.or.jp> E-mail : [nfuj@unesco.or.jp](mailto:nfuaj@unesco.or.jp)

定 款 目 次

第1章	総則	1
第2章	目的及び事業	1
第3章	会員	2
第4章	総会	3
第5章	役員等	6
第6章	理事会	9
第7章	評議員会	11
第8章	財産及び会計	12
第9章	定款の変更、合併及び解散等	13
第10章	委員会等	14
第11章	事務局	15
第12章	情報公開及び個人情報の保護	15
第13章	補則	16

定 款

平成22年6月5日制定

平成23年4月1日施行

平成28年6月25日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（National Federation of UNESCO Associations in Japan）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という）憲章の精神に則り、民間ユネスコ活動を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために次に定める事業を行う。

- (1) 民間ユネスコ活動の組織育成
- (2) 民間ユネスコ活動推進のための各種行事の開催
- (3) 民間ユネスコ活動への支援・助言及び民間ユネスコ活動にかかる調整
- (4) 国際相互理解と国際協力の推進
- (5) 青少年へのユネスコ活動の普及と支援
- (6) 環境の保全、保護及び環境に関する教育の推進
- (7) ユネスコ活動の普及のための各種出版物の刊行、物品の製作及び頒布
- (8) 日本ユネスコ国内委員会に対する協力
- (9) 国内及び国際的諸機関・団体との連携
- (10) ユネスコに対する協力
- (11) 国際連合及びユネスコに関する研究、調査、普及

- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の第1号から第4号までを正会員とする。なお、正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(1) 構成団体会員

ユネスコ憲章の精神に則り、民間ユネスコ活動を推進するために設立されたユネスコ協会・ユネスコクラブ、都道府県ユネスコ連絡協議会及び全国的青年連絡組織

(2) 賛助団体会員

この法人の目的、事業に賛同し、ユネスコ活動に寄与する教育、科学、文化その他の団体

(3) 個人会員

ユネスコ活動に特に貢献し得る個人

(4) 維持会員

この法人の目的、事業に賛同し、ユネスコ活動に貢献し得る団体

- 2 この法人が定める青年の年齢は、15歳以上35歳未満とする。

(会員の義務)

第6条 会員はユネスコ活動に関し、総会の決議に従う義務を負う。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより会員の推薦を得た上で申し込みを行い、その承認を得なければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、会員の資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 所定の年会費を納入せず、督促を受けてからなお1年以上納入しないとき。

(5) 除名されたとき。

- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、総会が定めた会員に関する規程による退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。なお、第8条の(2)～(5)に該当する場合は、自動的に退会したものとみなす。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって除名することができる。この場合その正会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により正会員の除名を決議したときは、会長はその正会員に対し、通知するものとする。

(会費)

第11条 会員は、総会が定めた会員に関する規程により会費を納入しなければならない。

(会員に関する規程)

第12条 会員の入会、退会及び会費に関する手続き方法、会費の額等の詳細については、総会が定めた会員に関する規程による。

第4章 総会

(構成)

- 第13条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会は、法人法における社員総会とする。
 - 3 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任

- (2) 役員報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 重要な施策に関する事項
 - (5) 各事業年度の計算書類等の承認
 - (6) 入会の基準及び会費
 - (7) 会員の除名
 - (8) 解散、公益目的取得財産額の贈与及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 法人法第111条に規定する役員の一部免除
 - (11) 理事会において総会に付議した事項
 - (12) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては第16条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

- 第15条 総会は、定時総会を毎年1回6月末までに開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。
- 3 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

- 第16条 総会は前条第2項第2号の規定により正会員から招集の請求があった場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 総会は、あらかじめ会長の承認を得てオブザーバーの参加を認める。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の正会員理事がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及び定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 他の法人との合併又は事業の譲渡
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

4 役員を選任する議案を決議するに際しては、会員種別候補者ごとに第1項の決議を行うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、第21条に定める議決権行使書面による議決権行使の結果、役員を選任議案の全てについて過半数の賛成がそれぞれ得られる場合であって、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の正会員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(書面による決議及び代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その

提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事はこれに記名、押印する。

(総会運営規程)

第24条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規程による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事17人以上30人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長及び1人を副理事長とする。
- 3 前項の会長、理事長、副理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議により正会員理事の中から選定する。
 - 3 理事会は、会長1人、副会長5人以内、理事長1人及び副理事長1人を選定する。
 - 4 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得なければならない。
 - 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
 - 6 役員を選任は、定款に定めるもののほか、総会が別に定める役員選任に関する規程により行う。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長から委嘱された職務を執行する。
- 4 理事長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び理事長の双方が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 7 代表理事は、毎事業年度に3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 8 理事の権限は、定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事の職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事の職務及び権限は、次に掲げるところによる。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、及び各事業年度に係わる計算書類等並びに事業報告等を監査すること。
- (3) 総会、理事会及び評議員会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要がある場合は、会長に理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事はこの限りではない。
- 4 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第30条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対して、総会において別に定める役員報酬規程の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除)

- 第33条 この法人は、役員の法人法第111条第1項に規定する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第34条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、この法人に功労があった者又は学識経験者の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。ただし、顧問については、任期を定め、たうえで選任するが再任を妨げない。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問にこたえ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第35条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要がある場合は意見を述べなければならない。

(種類)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、年5回以上定期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 第28条第5号前段の規定により、監事から会長に対し招集の請求があったとき、又は同号後段の規定により監事が招集するとき。

(招集)

- 第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合、及び前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号の規定による場合は理事が、前条第3項第4号の規定による場合は監事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集する者は、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、会議の日及び場所並びに目的事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事又は監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
 - (4) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の事項の業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) その他法令に定められた事項

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。
- 3 理事は、理事会に代理人を出席させ、議決権を代理行使させることはできない。
- 4 理事は、書面による議決権を行使できない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第7章 評議員会

(構成)

第44条 評議員会は、役員及び評議員をもって構成する。

(職務及び機能)

第45条 評議員は、評議員会を組織し、理事会に対し、この法人の業務執行、事業計画書及び収支予算書等についての参考意見を述べることができる。

(定数及び選任)

第46条 評議員は150人以内とする。

2 評議員は、総会において構成団体会員、賛助団体会員、個人会員及び維持会員（団体の場合はその代表者）の中から選任される。日本ユネスコ国内委員会の地域代表委員（ブロック代表）は、その在任中、評議員となる。

3 評議員の選任の方法については、理事会が定める評議員選任に関する規程による。

(任期)

第47条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(招集等)

第48条 評議員会は、毎年2回以上、会長が招集し、会長がその議長となる。評議員会は評議員総数の3分の1以上が出席しなければ成立しない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した場合、及び他の者に代理人を委任した場合は、出席したものとみなす。

2 評議員会の招集通知は、開会日より1週間前までに、日時、場所のほか、会議の主たる議題を記載し、各評議員及び役員に対し通知する。

3 会議に出席できない評議員については、正会員に限り会長の承認を得て他の正会員をその代理人として出席を認める。

4 評議員会は、オブザーバーの参加を認める。ただし、オブザーバーの参加は、評議員会開会日の5日前までに会長の承認を得るものとする。

(議事録)

第49条 評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び選任された出席者の代表2人が記名押印する。

第8章 財産及び会計

(財産の種別)

第50条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産

(2) 公益社団法人への移行日以後に前号の基本財産として寄附された財産

3 この法人の公益社団法人への移行時の基本財産は、別表記載の公益社団法人への移行時の財産目録で基本財産として特定された財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第51条 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき、及び基本財産から除外しようとするときは、理事会において決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第52条 この法人の財産の管理及び運用は、会長又は会長から委任を受けた理事が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める財産管理運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第53条 この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、及び正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、

定時総会にて事業報告書の報告を行い、計算書類等は承認を得るものとする。

- 2 前項の計算書類等は、毎事業年度の終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第55条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議に加わることができる理事の過半数の理事が出席し、出席した理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第56条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成する。

(会計原則)

第57条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関して必要な事項は、理事会において別に定める経理規程による。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、前項の経理規程による。

(事業年度)

第58条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第59条 この定款の変更は、第62条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更をすることができる。

(合併等)

第60条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第61条 この法人は、法人法第148条第1号並びに第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第62条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1カ月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体又は同法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第63条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 委員会等

(委員会等)

第64条 この法人の事業の円滑な推進を図るために必要があるときは、会長は委員会等を設置することができる。

2 会長は委員会等の目的に応じて、理事会にその設置を諮る。

3 委員会等の委員は、理事、評議員、会員、学識経験者等から、会長が理事会に諮り委嘱する。

4 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める委員会等運営規程による。

第11章 事務局

(設置等)

第65条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の重要な職員は会長が理事会の決議を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第66条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する事項
 - (5) 総会、理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) 総会の代理権を証明する書面
 - (12) 総会の議決権行使書
 - (13) 総会の全員同意書面
 - (14) 会計帳簿
 - (15) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿、書類等の閲覧及び備置き期間については、法令の定めによるほか、第67条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第67条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第68条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第69条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

(会員への通知)

第70条 会議の決定事項で、会員に対し通報を要するものは、この法人の発行する広報誌又は電子公告により通知する。

第13章 補則

(委任)

第71条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第58条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は次のとおりとする。

松田昌士 野口昇 内田眞朗

別表

移行時の基本財産（第50条関係）	
財産種別	金額
投資有価証券	80,000,000円

会員に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は定款第12条の定めるところにより、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下「この法人」という。）の会員の入会、退会及び会費に関する手続方法、会費の額等の詳細、並びにその他必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(正会員)

第2条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員を正会員とする。

- 2 正会員は、構成団体会員、賛助団体会員、個人会員及び維持会員で構成する。
- 3 正会員は総会に出席して意見を述べることができ、議決権を有する。また、役員及び評議員の選任に関する選挙権及び被選挙権を有する。

(ユネスコの名称とロゴの使用)

第3条 会員は、ユネスコの名称とロゴマークを使用する場合は、別に定める「ユネスコの名称とロゴマークの使用ルール」に基づくものとする。

(会員名簿)

第4条 この法人は会員名簿（別表1）を作成する。

第3章 構成団体会員

(資格と権限等)

第5条 構成団体会員は、ユネスコ協会・ユネスコクラブ、都道府県連絡協議会および全国的青年連絡組織の3種とする。

- 2 構成団体会員は、宗教、営利又は政治活動を主たる目的として設立されてはならない。また、役員総数の過半数が同一政党又は同一の宗教団体に属してはならない。
- 3 新たにユネスコ協会・ユネスコクラブを設立する場合は10名程度の発起人を募り25名

以上の会員で設立することを原則とする。

- 4 構成団体会員は、毎年度終了後、次年度の 7 月 15 日までに、前年度の事業報告書・決算書、並びに当該年度の事業計画書・予算書・役員名簿・構成団体会員名簿ならびに所定の現況報告書をこの法人に提出し、所定の期日までに会費を納入しなければならない。

(ユネスコ協会とユネスコクラブ)

第 6 条 ユネスコ協会およびユネスコクラブとは、ユネスコ憲章の精神に則り、民間ユネスコ活動を推進するために設立された団体をいう。

- 2 ユネスコ協会やユネスコクラブの名称に、「世界」・「日本」・「都道府県名」を冠した名称や、第三者に複数の協会・クラブを統括するような誤解を与えかねない名称を用いてはならない。
- 3 (ユネスコ協会)
 - (1) 地域を拠点として活動を行う構成団体会員は「ユネスコ協会」と称する。
 - (2) ユネスコ協会の名称は、原則として活動地域名を用いることとする。
- 4 (ユネスコクラブ)
 - (1) 構成員が地域を超えてユネスコ憲章の理念を実現することを目的に活動する構成団体会員は「ユネスコクラブ」と称する。
 - (2) ユネスコクラブは、活動内容が包含されかつ理解を得やすい名称を用いることとする。
 - (3) 既に活動地域にユネスコ協会が存在する場合は連携・協力をしながら活動をする。
- 5 ユネスコ協会・ユネスコクラブは、年度途中でその構成員に死亡、退会、住所変更の異動があった場合は、すみやかにこの法人に通知しなければならない。この法人は、通知を受けて必要な変更手続きを行うものとする。
- 6 ユネスコ協会・ユネスコクラブの名称に「青年」を含む場合は、代表及び全構成員の 3 分の 2 以上が 35 歳未満でなければならない。

(同一企業内の構成団体会員)

第 7 条 同一企業（グループ）内の社員等により設立された構成団体については、次による。

- (1) 同一企業の構成団体会員は、ユネスコクラブという名称を冠し、企業の経営から独立したものとし、企業がその事業の一環として行う社会貢献活動とは異なるものであることを、その規約で定めなければならない。また、代表者は企業の経営者であってはならない。
- (2) 教育、科学、文化、コミュニケーションの分野を本業とする企業の社員等がユネスコクラブを設立しようとする場合には、その名称に、企業名、その企業が有する商標名、あるいはそれらを想起させる言葉を冠してはならない。

- (3) 当該ユネスコクラブの資産は、企業の資産との区別を明確にし、独立した収支会計を行わなければならない。

(構成団体会員の名称変更)

第 8 条 ユネスコ協会・ユネスコクラブがその名称を変更する場合の手続きは、以下による。

- (1) 構成団体会員は、次の書類をこの法人に提出する。
 1. 名称変更申請書
 2. 名称変更後の会則
 3. 役員名簿
 4. 構成員名簿
 5. 事業計画書
 6. 予算書
- (2) この法人は、理事会において構成団体会員の名称変更について審議して承認の決議を行い、当該構成団体会員に「名称変更承認書」を通知する。
- 2 この法人は、構成団体会員が市町村合併等の余儀ない理由により名称を変更する場合は、旧ユネスコ旗と引換えに新名称のユネスコ旗を授与する。ただし、構成団体会員が自己の都合により名称を変更する場合は、新しいユネスコ旗作成費用は自弁するものとする。

(都道府県ユネスコ連絡協議会)

第 9 条 都道府県ユネスコ連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）とは、同一都道府県内にユネスコ協会・ユネスコクラブが複数存在する場合、それらの全部を包括して、その総意によって結成されたものとする。

- 2 名称は、都道府県名を冠し「〇〇ユネスコ連絡協議会」に統一する。
- 3 連絡協議会は、それを構成する会員との連絡調整、ユネスコ協会・ユネスコクラブの設立促進及びこの法人との連絡等を行う。
- 4 この法人は、連絡協議会にユネスコ活動を振興するための助成金を交付することができる。

(全国的青年連絡組織)

第 10 条 ユネスコ協会・ユネスコクラブに所属する青年全員が組織した団体を全国的青年連絡組織（以下「青年組織」という。）とする。

- 2 青年組織は、全国及び地域のユネスコ運動活性化のために青年ネットワークを維持強化し、ユネスコ運動に関する青年の意見を集約し、民間ユネスコ運動の促進をはかるものとする。

- 3 青年の年齢は、年度初における年齢を年度間維持し、翌年度の4月1日を以って1歳加算するものとする（年度制）。したがって、年度途中において15歳または35歳に達した場合であっても、年度末まではそれぞれ14歳または34歳であるとみなす。
- 4 この法人は、青年組織がユネスコ活動を振興するための助成金を交付することができる。

第4章 入会及び退会

（入会）

- 第11条 定款第7条に定めるこの法人への入会は「入会申込書」（別表2）並びに「入会決定通知書」（別表3）によって行う。
- 2 除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めない。

（構成団体会員の加盟手続き）

- 第12条 構成団体会員を設立するにあたっては、この法人が定める「ユネスコ協会・ユネスコクラブ設立の手引き」にのっとり、加盟手続きは以下による。
- (1) ユネスコ協会の設立準備会は、この法人に所定の加盟申請書を提出する。
 - (2) この法人は、理事会において新設の構成団体会員設立について審議し、加盟承認を行う。また加盟承認後の評議員会もしくは総会にて加盟証書並びにユネスコ旗を授与する。
 - (3) 新設構成団体会員は、加盟承認後直ちに構成団体会員としての権利を享受するとともに義務を負う。

（退会）

- 第13条 定款第9条に定めるこの法人からの退会は退会届（別表4）によって行う。
- 2 会員が年度途中において退会する場合、当該年度の未納会費があった場合はそれを納入しなければならない。また、会費納入済の場合は、これを返還しない。

（会員の異動に対する通知）

- 第14条 この法人は、会員の入会及び退会があった場合は、当該年度の事業報告書に記載する。

第5章 会費及び機関誌

(会費)

第15条 定款第11条に定める会員の会費は、次の通りとする。

(1) 構成団体会員

ア ユネスコ協会・ユネスコクラブ

構成員数×1,000 円/年

但し、25人未満の構成団体会員は、人数にかかわらず最低会費を25,000円/年とする。また、適用にあたっては35歳未満の青年会員が会員の3分の2以上を占める構成団体会員は対象外とする。

イ 連絡協議会及び青年組織

3,600 円/年

(2) 賛助団体会員

一口20,000円/年とし、一口以上

(3) 個人会員

一口12,000円/年とし、一口以上

ただし、一括30万円を納めた場合は、これを終身会費に充当し、以後の会費は徴さない。

(4) 維持会員

一口120,000円/年とし、一口以上

2 会員の会費は、入会月にかかわらずその年額を一括納入する。

(会費の納入)

第16条 構成団体会員は、現況報告によって当該年度の構成員数をこの法人に報告し、その構成員数に基づいた会費を所定の期日までにこの法人に納入するものとする。

2 毎年7月15日までに当該年度の構成員数の報告がなされないときは、この法人は前年度と同じ会員数で算出した会費を請求できるものとする。

3 会員は、毎年、この法人が会費請求をした日から30日以内に会費を納入しなければならない。

4 会員が金融機関から会費を振り込んだ場合は、振込用紙を以て領収書に代え、この法人は領収書を発行しない。ただし、会員がこの法人の領収書を希望する場合は、申し出に基づいて発行する。

(機関誌について)

第 17 条 この法人は会費を納入した全会員に対し、1 会員 1 部の機関誌を直接送付する。

ただし、ユネスコ協会・ユネスコクラブについては、その全構成員に対し、1 構成員 1 部の機関誌を直接送付する。

- 2 この法人は、普及活動の一環として、ユネスコ協会の年度途中の新入構成員のために、一定部数の機関誌を配布することができる。
- 3 同一人物が構成団体会員の構成員であり、かつこの法人の会員である場合、機関誌は構成団体の構成員として 1 部を直接送付する。
- 4 機関誌の購読料は、会費に含む。

第 6 章 細則及び改正

(細則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、会員に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(改正)

第 19 条 この規程の改正は、総会の決議事項以外の事項については、理事会の決議によるものとする。

附則

- 1) この規程は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の設立登記の日 2011 年（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2) 第 15 条（1）（ア）の但し書きは、2017 年度（平成 29 年度）より施行する。

改正年月日

平成 24 年 11 月 10 日 一部改正

平成 28 年 3 月 12 日 一部改正

平成 28 年 6 月 25 日 一部改正

役員選任に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は定款第26条第6項の定めるところにより、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下「この法人」という。）の役員を選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員を選任基準)

- 第2条 役員候補者は、ユネスコ活動に深い関心を持ち、その重要性を十分認識し、かつ、役員としてふさわしい見識を有する者とする。
- 2 役員候補者は原則として理事会、評議員会へ毎回出席が可能であることとする。また、ユネスコ協会及び都道府県ユネスコ連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の代表であるブロック代表理事が、理事の任期中でユネスコ協会及び連絡協議会の代表を交代した場合、理事の途中交代は行わないものとする。
 - 3 この法人の顧問は、役員候補になることができない。
 - 4 役員の重任は、原則として連続3期までとする。
 - 5 任期の途中で役員に欠員が出た場合は、補充しない。ただし、欠員により定数を欠く場合は、臨時の総会を開催し、後任の役員を選任する。

第2章 役員定数

(理事の定数)

第3条 評議員から選任される理事の定数は、17人以上23人以内とし、構成団体会員、賛助団体会員、個人会員、維持会員の代表の定数は、それぞれ次の通りとする。

構成団体会員

- | | |
|----------|-----------|
| ア ブロック代表 | 9人以上12人以内 |
| イ 青年代表 | 1人以上2人以内 |
| 賛助団体会員 | 1人以上3人以内 |
| 個人会員 | 3人以上7人以内 |
| 維持会員 | 2人以上4人以内 |

- 2 会長が推薦する理事の定数は、1人以上7人以内とする。

(監事の定数)

第4条 監事の定数は、2人以上3人以内とする。

第3章 理事の選任

(評議員の中から選任される理事)

第5条 評議員から理事を選任する方法は、総会で選任された評議員の中から、選考委員会が協議の上「理事候補」を総会に提出し、総会の決議によって選任する。

(会長推薦理事)

第6条 会長が推薦する理事を選任する方法は、会長が候補者を推薦し、選考委員会は、「会長推薦理事候補」を総会に提出し、総会の決議によって選任する。

第4章 監事の選任

(選任方法)

第7条 監事を選任する方法は、会長、副会長、理事長及び副理事長が監事選考候補者を推薦し、選考委員会の協議を経て、「監事候補」を総会に提出し、総会の決議によって選任する。

第5章 選考委員会

(選考委員会)

第8条 この法人は、役員（理事・監事）及び評議員の候補者の選任にあたって、選考委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2 この委員会は、正会員の中から5人以上7人以内を会長が推薦し、総会の開催前6カ月に開催される理事会において承認を得たのち、会長が委嘱する。ただし、委員長は、理事の中から選任するものとする。

第 6 章 細則及び改正

(細則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(改正)

第 10 条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の設立登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

改正年月日

平成 23 年 4 月 1 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 施行

平成 26 年 5 月 24 日 一部改正

平成 28 年 11 月 12 日 一部改正

評議員選任に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は定款第46条第3項の定めるところにより、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下「この法人」という。）の評議員の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の選任基準)

- 第2条 評議員の候補者は、ユネスコ活動に深い関心を持ち、その重要性を十分認識し、かつ、評議員としてふさわしい見識を有する者とする。
- 2 評議員の候補者は原則として評議員会へ毎回出席が可能であることとする。
 - 3 この法人の顧問は、評議員候補になることができない。
 - 4 任期の途中で評議員に欠員が出た場合は、補充しない。

第2章 評議員の定数

(評議員の定数)

第3条 評議員の定数は150人以内とし、構成団体会員、賛助団体会員、個人会員、維持会員の代表の定数は、それぞれ次の通りとする。

構成団体会員	100人以内
（うち青年代表	9人以内）
（うち国内委員会委員	9人以内）
賛助団体会員	5人以内
個人会員	30人以内
維持会員	15人以内

第3章 評議員の選任

(構成団体会員を代表する評議員の選任)

第4条 構成団体会員のうち、ユネスコ協会及び連絡協議会を代表する評議員については、全国9つのブロック単位で選任を行う。

(選任の手続き)

第5条 前条の代表を選任する手続きは、次による。

- (1) ユネスコ協会及び連絡協議会は、毎年7月15日までに現況報告を提出する。
- (2) この法人は、前号の現況報告の提出を受けて、ブロック単位の「評議員予備推薦候補 A」を作成する。
- (3) ユネスコ協会及び連絡協議会は、「評議員予備推薦候補 A」に被推薦者を記入の上、総会開催30日前(当日必着)までに返送することにより、予備推薦を行う。
- (4) 第9条で定める選考委員会は、前号の評議員予備推薦が公正になされたものであるかどうかを確認し、推薦票数を明記の上「評議員選考候補 A」を作成する。
- (5) 選考委員会は「評議員選考候補 A」をもとに協議し、「評議員候補」を総会に提出する。ブロック毎の「評議員候補」の数は、正会員数のブロック別比例配分による。また、予備推薦の得票数を尊重し、かつブロック内の都道府県別正会員数及び地域配分を十分考慮して行う。
- (6) 総会は、決議により評議員を選任する。

(全国的青年連絡組織を代表する評議員の選任)

第6条 全国的青年連絡組織は、原則各ブロック1人の評議員候補者を選び、「評議員選考候補 B」を選考委員会に推薦する。選考委員会は「評議員選考候補 B」をもとに協議し、「評議員候補」を総会に提出する。総会は決議により評議員を選任する。

(賛助団体会員代表、個人会員代表及び維持会員を代表する評議員の選任)

第7条 賛助団体会員、個人会員、維持会員を代表する評議員を選任する手続きは、次による。

- (1) 賛助団体会員、個人会員、維持会員を代表する当該年度理事は、正会員の中から「評議員推薦候補 C」を作成する。
- (2) 会長、副会長、理事長及び副理事長は「評議員推薦候補 C」をもとに協議し、「評議員選考候補 C」を作成する。
- (3) 選考委員会は、「評議員選考候補 C」をもとに協議し、「評議員候補」を総会に提出する。総会は決議により評議員を選任する。

(日本ユネスコ国内委員会委員からの選任)

第8条 日本ユネスコ国内委員会の地域代表委員(ブロック代表)は、その在任中、評議員となる。国内委員代表評議員の任期は、国内委員の在任期間中とし、評議員の任期の途中で国内委員に交代があった場合は、新任の国内委員が理事会の承認を経て交代する。国内委員代表評議員と構成団体会員代表の評議員との重任は妨げない。

第4章 選考委員会

(選考委員会)

第9条 この法人は、役員（理事・監事）及び評議員候補者の選任にあたって、選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 この委員会は、評議員の予備推薦が公正になされたものであるかどうかを確認する。
- 3 この委員会は、正会員の中から5人以上7人以内を会長が推薦し、総会の開催前6カ月に開催される理事会において承認を得たのち、会長が委嘱する。ただし、委員長は、理事の中から選任するものとする。

第5章 細則及び改正

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(改正)

第11条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の設立登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

改正年月日

平成26年5月24日 一部改正

平成28年5月21日 一部改正

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟定款第5章第31条に定める規程に基づき、役員に対する報酬について必要なことを定めることを目的とする。

(支給範囲)

第2条 役員は、理事長及び非常勤の理事に支給することができる。但し、その他の役員に対しても総会の議決を経て報酬を支給することができる。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 役員は、基本給とする。

2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 役員は、銀行等への振込みによるものとする。

2 所得税その他法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合は、報酬の金額からその金額を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第5条 役員は、その月の全額を毎月25日に支給する。ただし、25日が銀行の休日にあたる場合は、直前の銀行の営業日とする。

(報酬額)

第6条 役員に支給する報酬額は別表のとおりとし、賞与及び退職金は支給しない。

(日割計算)

第7条 新たに役員に就任した場合は、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日まで報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合は、その月までの報酬を支払う。

4 前条の規定により報酬を支給する場合、又は報酬の改定がある場合であって、それが月の途中である場合は、日割りにより計算する。

(細則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(変更)

第 9 条 この規程の変更は、報酬額については総会の、その他の事項については理事会の決議によるものとする。

改正年月日

平成 23 年 1 月 22 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 施行

平成 25 年 6 月 22 日 一部改正

平成 28 年 6 月 25 日 一部改正



公益社団法人
日本ユネスコ協会連盟

定款・諸規程

発行 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟
150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1
朝日生命恵比寿ビル 12F
TEL 03-5424-1121 FAX 03-5424-1126
E-mail nfuj@unesco.or.jp

発行日 2017年3月9日

<無断転載をお断りします>